

## 令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

### <調査研究報告書タイトル>

「子ども家庭総合支援拠点設置促進に関する調査研究」

### <実施主体名>

日本大学（研究代表者 危機管理学部准教授 鈴木秀洋）

1. **【目的・内容】**平成 28 年改正児童福祉法が目指した①身近な自治体による母子保健と児童福祉の一体型の切れ目ない相談支援と②要対協ネットワークを活用したソーシャルワーク機能、その司令塔として面で子どもと家庭を支える支援拠点の制度設計の現状を分析する観点から立ち上げ事例集を作成し、更なる設置促進を図るための有効策を探ることを目的とする。
2. **【研究手法】**2019 年 4 月現在設置の 283 自治体全部にアンケート調査（回収率 47.7%。135 自治体）及び都道府県の取組アンケート調査（回収率 69.8%）を行い、更に現地・電話ヒアリング調査を重ねた。29 年調査、30 年調査も踏まえ、可能な限り地域・人口規模が異なる多様な拠点にヒアリングを行った。更に設置自治体と協力し意見交換会（2 回）も実施。
3. **【調査結果の分析・考察（成果プロセス）】**上記を踏まえて、①都道府県事例集・市区町村事例集を策定した（多様な形を収めた）。都道府県と市区町村との関係性に注目した分析。また設置過程を時系列で辿り比較できる形で考察（101 市区町村・30 都府県）。②都道府県の積極的な働きかけの工夫（外部アドバイザーの利用、スタートアップマニュアルの活用、次段階としての地域別・規模別のワークショップ）や回数を重ねている地域は着実に設置が増加していること、設置自治体のメリットとしては、設置宣言をすることでの相談増加等の好循環、個別対応力の向上、要綱等整備による継続性等が挙げられた、③支援拠点設置の難しさは制度設計の側面と相談機能の向上という 2 側面が求められるところにあり、自治体全体での取組みが求められること、④小規模自治体では広域共同設置に消極的であり、今後県のみでなく県内の先行設置自治体の力を借りて設置するなど、時期や支援度合いのグラデーション支援が求められること、こうした分析考察を行った。
4. **【研究成果（設置に有効な取組）】**設置自治体からは、（1）スタートアップマニュアル、（2）アドバイザー制度、この両者の活用の有効性への言及が多かった（報告書記載）。（3）その他有効な取組としては、①都道府県が呼び掛けて地域内全体への説明・地域別研修・個別の意見交換等を繰り返したこと（他自治体との意見交換含む）、②市区町村が自らの自治体（組織）の資源・強み等含めた「自治体アセスメント」をすること、関連してこのアセスメントの過程によりその後の支援拠点の運用改善をもたらしたこと、③児童相談所市町村支援担当が市町村の個別の質問・課題・悩み等に応え働きかけたこと、④児童相談所職員（OB 含む）や分野ごとの外部のスーパーバイザー等が市区町村の要対協に参加し、ケース支援等を行ったこと、⑤人事・企画部局に拠点を理解してもらったこと、拠点理解者を自治体内に増やしたこと、⑥子ども家庭支援員を増加させるための県の任用前研修等利用、都道府県の補助金等を利用したこと、⑦小規模自治体が一定の圏域での結び付きを模索中であること。（4）更なる工夫として、①スタートアップマニュアルの解説動画配信、②同マニュアルの説明追記のHP公開、③効果的な要対協の運営のためのガイドライン提示など、周知啓発チャンネルの多様化を図った。支援拠点は出発点に過ぎず、子どもと家庭を守るための制度設計であり、常に取組のバージョンアップが必要である。本報告書自体が全市区町村支援のための教科書となっている。